

⚙️ 商工会だより ⚙️

令和3年10月 1日発行

【井手町長へ経営支援を要望】

井手町商工会の中谷会長、山川副会長が
9月8日、井手町役場を訪れ、汐見町長に
「新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営支
援に関する要望書」を手渡しました。6月に
会員事業所を対象に行ったアンケート調査の
結果を踏まえて、昨年に引き続き井手町独自の
支援策を要望しました。



上記訪問により「井手町中小企業等継続応援給付金」の支給が実現しました!!

支給額は 法人 10 万円 ・ 個人事業主 5 万円 です。

※支給要件等がございますので、詳しくは同封の要綱をよくお読みいただき、

郵送にて井手町役場（産業環境課宛）へ申請してください。

※事業所としての給付金・補助金・協力金は事業収入（課税対象）です！

受給されている事業所様は、次回確定申告時に漏れないように注意してください。

「事業継続力強化計画」策定と認定制度取得のご支援について

井手町商工会は、「**中小企業強靱化法**」に基づく中小企業・小規模事業者に対しての「事業継続力強化計画」の策定支援を行うよう求められており、会員の皆様へのご支援を始めております。

「事業継続力」の強化は、年々増加傾向にある**台風や地震などの自然災害**、新型コロナウイルスをはじめとする**感染症、サイバー攻撃**等へのリスク対策として、各企業に不可欠な経営要素となっています。

経済産業省による「**事業継続力強化計画認定制度**」では、積極的な対策・取組みを行う企業を「認定」し、さまざまな支援策を実施しています。

計画が認定されることで、様々な**メリット**を受けることができます。



- ① 対象の防災・減災設備が税制優遇される。
- ② 補助金が優先的に採択される。
- ③ 日本政策金融公庫による低利融資等の金融支援を利用できる。
- ④ 信用補償枠の拡大を受けられる。

詳細は、「中小企業庁：事業継続力強化計画」のホームページ
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)
申請等について、商工会までお問合せください。

井手町商工会労働保険事務組合よりお知らせです。

- ①令和3年度第2期労働保険料の徴収時期になりました。

事務委託をされている事業所様は、個別にお送りしている封書をご覧になって頂き、記載の保険料をお納めください。なお、**納期限は10月29日（金）**です。

- ②今年度に入ってから、新たに雇用をされるようになった事業所様はありませんか？

パートでもアルバイトでも、**1人でも雇用をされている事業所様は労働保険の支払義務が発生します！**（家族従業員を除く）

今一度、ご確認ください。不明な点等は、商工会まで。

- ③**令和3年10月1日より、京都府の最低賃金が変更になります！**

時間額 **937円** **28円アップ↑↑↑**

詳しくは同封のチラシをご覧になって頂き、裏面の試算比較にて、金額が守られているか再度ご確認ください。

発行元 井手町商工会

京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3

TEL (0774) 82-4073

FAX (0774) 82-5410

URL ide-sci@kyoto-fsci.or.jp/index.php